



# 情報通

2021 . April 4月号

発行：東京税理士会 情報システム部  
 題字：神津 信一（四谷）  
 （税理士会員章の日輪と八重桜をイメージしています。）

## 第五世代税理士用電子証明書について

情報システム部長 興津 亮一

皆様のお手元にある税理士用電子証明書（以下、「ICカード」といいます）の有効期限はいつですか？慣れ親しんだ第四世代ICカードは今年いっぱいその役割は終え、4月より第五世代ICカードの申込みが始まります。今回の情報通は、ICカードについてご案内いたします。

1. 申込み手続きの電子化対応。オンライン申込みの場合には公的書類は不要に。

第五世代ICカードの申込みは、単位会ごとに受付開始時期をずらし、東京会の会員は6月28日受付開始を予定しています。また、第五世代ICカードからは申込み手続きの電子化に対応し、前回は必要であった公的



書類（住民票の写し、印鑑登録証明書等）は不要となり、第四世代ICカード又はマイナンバーカードを利用してオンラインによる申込みができるようになりました。一方で、第四世代ICカード又はマイナンバーカードをお持ちでない方は、従来どおり書面による申込み（公的書類が必要）となります。申込み手続き方法などの詳細は、日税連の会報及び日税連ホームページトップ>税理士会の事業>電子認証・電子申告>税理士の方へのお知らせに掲載していますのでご覧ください。なお、情報システム部では、e-Tax及びeLTAXの電子証明書の更新方法について動画を作成し、東京会ホームページトップ>税理士の方へ>『税理士のためのICT講座』内へ掲載予定です。動画の掲載後、改めて会報及び総務部メールニュースにてお知らせいたします。

2. 税理士なら当然。すべての会員が取得を。

第四世代ICカードの取得率は令和2年11月末現在、全国で約84%、東京会で約77%です。大法人の電子申告義務化などでICカードの取得率は高まってはいるものの、業務でICカードを必要としないため、今まで取得しなかった方もいると思います。しかし、ご自身の確定申告を電子申告で行うことはもちろんのこと、日税連が運営する税理士情報検索サイトにおける任意公開情報（ホームページやメールアドレス、主要取扱業務及び業種などを登録することができます）の登録・変更にもICカードは必要となります。この第五世代ICカードは、前回同様1枚の申請の場合には、交付手数料は無料となりますので、業務でICカードを必要としない方も含め、全ての会員が取得されることを希望します。

3. 取得後の作業は前回と同じ。適切な時期に申請を。

第四世代ICカードの有効期限は2021年12月31日です。第五世代ICカードの切替えの案内が届き次第、早めに申込み手続きをしていただきたいのですが、申請後、2～3週間後に事務所所在地管轄の郵便局（いわゆる本局）から事務所宛てに本人限定受取郵便が到着した旨の通知書が届きますので、申請者本人が通知書と本人確認書類（税理士証票に加え、マイナンバーカード、運転免許証など）と、印鑑を持参のうえ、郵便窓口で受け取ってください。郵便局での保管期限がありますので、長期の出張等が予め決まっているような場合には申請時期を調整するなどしてください。e-Tax及びeLTAXの電子証明書の更新作業は、第五世代ICカードが届いたらすぐに実施することを推奨しますが、繁忙期等の場合には業務に支障が出ない時期に実施するなど、第四世代ICカードの有効期限までに確実に更新作業を行ってください。

4. ICカードは壊れますよ…

2枚同時発行の場合には2,200円の交付手数料が発生しますが、2枚保有することにより使用しているICカードが紛失・破損した場合に、もう1枚のICカードに切り替えることにより、業務の停滞を防ぐメリットがあります。確定申告期限ギリギリにICカードが使えなくなったことを想像してみてください。紙での申告が間に合ったとしても65万円の青色申告特別控除が適用できなくなり、お客様とのトラブルに繋がるかもしれません。これまで壊れたことなんてないよ、という方もいらっしゃると思いますが、筆者の知り合いには実際にICカードが破損したという方がいます。今まで培ってきた信頼を損なわないためにも、2枚申請することをお勧めします。

● 交付手数料について

	1枚発行の場合	2枚同時発行の場合
初回申込み	無料	2,200円
2回目以降の申込み	5,000円	7,200円

5. 電子証明書には何が入っている？

電子証明書にはどのような情報が格納されているのでしょうか。答えは、氏名ローマ字と登録番号、有効期限です。しかし、税理士という資格情報は入りません。税理士会が税理士にのみ発行するという事実をもってそのカードの保有者を税理士と認める、という仕組みになっています。なお、事務所所在地や自宅住所を変更した場合は電子証明書を取得し直す必要はありませんが、結婚等により氏名が変わり、税理士登録上の氏名を変更する場合には、改めて電子証明書を取得し直す必要があります。今回、第五世代ICカードを取得して、e-Tax及びeLTAXの電子証明書の更新作業が完了すると第四世代ICカードは不要となりますが、第四世代ICカードの有効期限内に処分する場合にはICカードのチップの部分ハサミ等で裁断してから処分することをお勧めします。

6. 国家資格のデジタル化

令和2年12月25日に閣議決定されたデジタル・ガバメント実行計画の改訂版では、国家資格のデジタル化が明記され、「資格所持者が当該資格を所持していることを、マイナンバーカードの電子証明書を活用して証明、提示できるようにする」とあります。マイナンバーカードのスマートフォンへの機能搭載も検討されていることから、もしかすると申告書に署名するときにスマートフォンを使って税理士として署名する日が来るかもしれません。

申告納税制度のもと、電子申告をすることができるのは納税者本人と税理士だけに限定されており、電子署名に用いる電子証明書を取得していることが前提になります。マイナンバーカードへの一体化についても、皆様の第五世代ICカードの取得が非常に重要となってきます。全ての会員が取得することをお願いします。

7. 最後に

皆さん、過去のICカードの色は覚えていますか。第一世代は薄い緑、第二世代は薄いピンク、第三世代はオレンジ、今は黒、そして第五世代は「紫」です。ちなみに裏面には何が書かれているのでしょうか。それは第一世代からずっと同じです。敢えて答えは書きませんが、時々裏面を見ていただいて、自身の税理士としての使命を見つめ直しははいかがでしょうか。

